

**医業未収金回収業務委託  
事業者選定プロポーザル  
募 集 要 項**

**加賀市医療センター**

## I 目的

加賀市医療センターにおける医療費負担の公平性を確保するため医業未収金回収が、適正かつ円滑に運用されることを目的として、その委託事業者を選考する公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

## II 業務概要

- 1 件名 加賀市医療センター医業未収金回収業務
- 2 業務内容 加賀市医療センターにおける、患者未収金の文書や電話による督促等、支払い方法等の相談業務ほか  
(詳細は「加賀市医療センター医業未収金回収業務仕様書(資料2)」のとおり)
- 3 契約期間 契約締結日から令和2年3月31日まで
- 4 委託料 回収額に応じた成功報酬制とする

## III 優先交渉権者選定の方法

優先交渉権者の選定は、公募型プロポーザル方式とし、公募に応じて本手続により参加表明書を提出した者(以下「参加者」という。)に対し、あらかじめ定められた評価項目に基づいて審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選考する。

## IV 参加資格

本業務を履行する能力を有し、かつ公告日から契約日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

1. 弁護士法(昭和24年法律第205号)第8条の規定により日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士(弁護士法第57条第1項第1号から第4号までに掲げる事由により懲戒処分を受けていない者に限る。)又は弁護士法第30条の2に規定する弁護士法人(弁護士法第57条第2項第1号から第4号までに掲げる事由により懲戒処分を受けていない者に限る。)であること。
2. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及び加賀市暴力団排除条例(平成24年加賀市条例第1号)の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの等との関係を有する者でないこと。

4. 平成28年度から平成30年度までの間において債権の回収業務を受託し、かつ、1年以上当該業務を履行した実績を有していること。
5. 次に挙げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 市町村税（地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都道府県の事業税
  - ウ 消費税及び地方消費税
6. 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

## V 手続き等

### 1 プロポーザルの日程（予定）

募集要項等の公表（当院HP掲載）	令和元年 8月30日（金）から9月27日（金）
質問書の提出期限	令和元年 9月 6日（金）午後4時まで
募集要項等の質問回答日	令和元年 9月13日（金）
参加表明書及び企画提案書提出期限	令和元年 9月27日（金）午後4時まで
プレゼンテーション審査	令和元年 10月 3日（木）
選定結果通知、契約締結	令和元年 10月10日（木）

※日程については、当院の都合で変更する場合があります。

### 2 資料の公開

#### (1) 資料名

（ホームページにて公開）

- ・加賀市医療センター医業未収金回収業務委託事業者選定プロポーザル募集要項（資料1）  
（請求があった者に送付）
- ・加賀市医療センター医業未収金回収業務仕様書(資料2)
- ・提出書類（様式1～5）

#### (2) 資料請求先

加賀市医療センター医業未収金回収業務仕様書(資料2)及び、提出書類（様式1～5）

については、電子メールにて請求すること。 [soumu@city.kaga.lg.jp](mailto:soumu@city.kaga.lg.jp)

#### (3) 公開期間

令和元年8月30日（金）から令和元年9月27日（金）の間に、加賀市医療センターのホームページに資料を公開する。

#### (4) 質問及び回答

募集要項等の内容に質問がある場合は、次により提出すること。

- ア 質問方法 質問書（様式5）に内容を簡潔に記載し、電子メールの添付ファイルにより提出すること。電話等での口頭による質問は受付けない。
- イ 提出先 加賀市医療センター 総務課
- ウ 提出期限 令和元年9月6日（金）午後4時まで
- エ 提出方法 担当者のEメールアドレスから電子メールを送信し、必ず電話にて提出先に着信の確認を行うこと
- オ 回答方法 令和元年9月13日（金）までに資料の請求があった者に電子メールにて通知する。

### 3 審査書類の提出

参加者は、本要項等を理解したうえで、次の書類を提出すること。

#### (1) 提出書類

##### ア 参加表明

- ・参加表明書（様式1）1部
- ・弁護士であることを証明する書類
- ・弁護士会に所属している証明書
- ・弁護士法人の場合は登記事項証明書  
（提出日前3か月以内に発行されたもの）
- ・国税及び住民税を滞納していない証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）
  - 〈個人の場合〉
  - ・国 税 納税証明書「その3の2」
  - ・住民税 事業の所在地がある市区町村の市民税が滞納していないことの証明書
  - 〈法人の場合〉
  - ・国 税 納税証明書「その3の3」
  - ・住民税 本店所在地がある市区町村の法人市民税が滞納していないことの証明書
- ・企業概要書（様式2）

##### イ 企画提案

- ・プレゼンテーション用資料 8部
- ・委託料（成功報酬料率）提案書（様式3）

#### (2) プレゼンテーション資料

プレゼンテーション資料は、別添「加賀市医療センター医業未収金回収業務仕様書」を参照し、以下の項目についてA4版用紙（様式任意・ページ数の制限は設けない）を使用

し提出すること。また、プレゼンテーションの表現については、専門的な知識を有していない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

#### ア 受託実績

- ・平成28年度から平成30年度までの間において、債権の回収業務を受託し、かつ、1年以上当該業務を履行した実績

#### イ 業務実施方針

- ・公立病院の信頼性に対する配慮
- ・医療費に係る未収金に対する理解を行った上での取り組み

#### ウ 組織・実施体制

- ・業務執行体制・責任体制等
- ・業務実施予定人員、業務実施者の業務経験・資格等

#### エ 業務実施方法

- ・催告方法、回数等
- ・未収金の集金方法、当院への入金方法等
- ・居所不明者等に係る住所、連絡先、財産等の調査方法
- ・滞納者に対し、個々の経済状況を勘案し、分納、公的支援等法律に則した提案を行う等相談業務の対応方法
- ・その他、効率的な未収金回収方法

#### オ 個人情報保護に係る体制・規定・マニュアル等

(3) 提出期限 令和元年9月27日（金）午後4時まで

(4) 提出先 加賀市医療センター 総務課

(5) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの間とする。郵送の場合は配達記録が残るものとし、提出期間中に必着とする。

#### 4 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を作成し、加賀市医療センター総務課に提出すること。

なお、参加を辞退した者は、これを理由として、以降に不利益な取扱いをうけるものではない。

#### 5 選考方法及び審査

優先交渉権者の選定審査は、加賀市医療センター医業未収金回収業務委託事業者選定プ

ロポータル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を実施する。

（１）選定方法

提出のあった企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を実施し、次号の評価項目及び評価基準に基づき、優先交渉権者及び次点者を選定する。

なお、参加事業者が多数の場合には、一次審査として書類審査を行い、評点上位者を二次審査実施対象者として選定し、二次審査においてプレゼンテーションによる審査を実施する。

また、提案者が1者の場合は、審査委員会が設定した最低点に到達した場合において優先交渉権者とする。

（２）実施日時、場所及び提案時間等

ア 実施日 令和元年10月3日（木）

イ 実施場所 参加資格を有すると認められた者に後日通知する。

ウ 提案時間 20分間

エ 質疑応答 10分間

オ 参加人数 3人以内（うち1名は、委託した場合の実務責任者又は実務担当者とする）

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ当院が準備したプロジェクター（ケーブルによる接続）とスクリーンを利用することができるものとする。

（３）評価項目

ア 委託料（業務委託に係る成功報酬率）〈配点50点〉

〈以下配点合計50点〉

イ 受託実績

- ・平成28年度から平成30年度までの間において、債権の回収業務を受託し、かつ、1年以上当該業務を履行した実績を評価

ウ 業務実施方針

- ・公立病院の信頼性に配慮した取組を評価
- ・医療費の特性を理解した上での取組を評価

エ 組織・実施体制

- ・業務を遂行できる組織体制や管理責任体制を評価

オ 業務実施方法

- ・催告方法、回数等を評価
- ・未収金の集金方法及び当院への入金方法等を評価
- ・居所不明者の調査方法を評価
- ・滞納者に対する相談業務を評価

- ・その他、効率的な未収金回収方法を評価

#### カ 個人情報保護

- ・個人情報保護に対する考え方、体制を評価
- ・従事者に対する研修実績を評価
- ・トラブル発生時の対応マニュアル等の整備状況を評価

#### (4) 選定結果の通知

令和元年10月10日（木）を目処に、選定結果は提案者全員に書面により通知する。

### 6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為が判明した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為が判明した場合
- (5) 募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合
- (6) 提出書類が期限を過ぎても提出されない場合

### VI 契約

- (1) 選定された優先交渉権者と別途協議を行い、協議が整った場合は契約を締結する。
- (2) 選定された優先交渉権者との協議が整わない場合は、次点者と同様の契約手続きを行う。
- (3) 契約内容は仕様書及び提案者に基づき決定するが、協議のうえで仕様書の内容を変更する場合もある。

### VII その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 公募開始の日から優先交渉権者の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び当院関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は優先交渉権者の選定以外の目的に使用することはない。ただし、提出書類は加賀市情報公開条例（平成17年加賀市条例第16号）に基づき公開する場合もある。
- (6) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。

(7) 提出書類の提出後の差替え、変更、再提出及び追加については一切認めない。

(8) 提案者は、審査委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることができない。

#### VIII 書類提出先及び連絡先

〒922-8522 石川県加賀市作見町リ36番地

加賀市医療センター 総務課 道見、石本

電話番号 0761-72-1188 (代表)

FAX番号 0761-76-5263

電子メール [soumu@city.kaga.lg.jp](mailto:soumu@city.kaga.lg.jp)